

関係規定	現行条例	改正法
新施行条例への規定について国の説明	—	第129条
検討課題	審議会の設置・所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。諮問事項として定められる内容は、次のスライド(P.16)のとおり ・諮問事項とは別に、法の運用状況を報告することは可能である。 ・番号法に基づく特定個人情報保護評価の第三者点検は引き続き実施する必要があるが、改正法第129条に基づく審議会において他の法令に基づく諮問についても対応することは差し支えないとされている。
区の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会は引き続き設置する。ただし、個別の事案に係る例外的な取扱いについての諮問・報告は行わない。 ・新たな所掌事項は、①改正法第129条に規定する事項(例: 条例改正等の重要事項、運用ルールの細則の策定等)及び②番号法に規定する特定個人情報保護評価の第三者点検とする。 ・法の運用状況を取りまとめ、審議会に報告する。(→検討課題⑧:P.11-12、参考資料4) ・役割、所掌事項が変わることから、委員構成の見直しを行う。 	

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、**専門的知見に基づく意見**を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

「運用ルールの細則」については、例えば、
法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、

- ・ 法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法
- ・ 法第65条に基づく正確性の確保のための方策
- ・ 法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法
- ・ 法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法

等に関する運用ルールを策定する場合が考えられる。

- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正(法に委任規定のあるもの等)に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

現在の主な所掌事項

情報公開条例及び個人情報保護条例改正等の重要事項

個人情報保護条例の規定による
個人情報の例外的取扱い

例:個別の事案に係る本人外収集、目的外利用、外部提供、オンライン結合等の承認

情報公開条例の実施状況・
個人情報保護条例の運用状況の報告

番号法に規定する
特定個人情報保護評価の第三者点検



今後の所掌事項

情報公開条例及び個人情報保護法施行条例
改正等の重要事項

法令、ガイドライン、事務対応ガイド等に基づく
運用ルールの細則

例:個人情報の適切な管理に
関する定め、匿名加工情報の
取扱いに関する規程等の策定

情報公開条例の実施状況・
個人情報保護法の運用状況の報告

番号法に規定する
特定個人情報保護評価の第三者点検